

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 7 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年3月まで
② 昭和56年4月から61年3月まで
③ 昭和62年4月から平成元年3月まで

申立期間①については、A市B地区に居住しており、2か月に1回の割合で集金に来た集金人に国民年金保険料を現金で納付した。申立期間②及び③については、A市C地区に居住しており、銀行で夫の国民年金保険料と一緒に毎月納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年4月25日に払い出され、申立人は、払出日に当該期間直前1年間の国民年金保険料を一括で納付している上、申立期間①の前後において、申立人の仕事に大きな変化は無いことから、経済的に当該期間の保険料の納付が困難であったとは考え難い。

また、A市は、申立期間①当時、申立人の居住する地区において、納付組織による国民年金保険料の集金が行われたとしているとともに、申立人は、自宅に来た集金人の性別・年齢等を具体的に記憶しており、現金で保険料を納付したとする主張に不自然な点は見られない。

一方、申立期間②及び③については、申立人はA市内の銀行で申立人の夫の国民年金保険料と一緒に毎月納付したと主張しているが、戸籍の附票では、申立人の夫の住民登録は、当該期間のうち、昭和58年4月6日まではD町にあったことが確認できることから、申立人は、58年3月までの申立人の夫の

保険料をA市では納付することはできなかったと考えられ、申立内容に不自然な点が見られる上、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も当該期間については未納である。

また、申立人が、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月及び同年9月並びに58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和42年8月及び同年9月
③ 昭和58年1月から同年3月まで

両親が、申立期間①の国民年金保険料を隣保班の集金人に納付していたことを覚えている。申立期間②及び③については、私の保険料と一緒に納付していた妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は2か月及び申立期間③は3か月といずれも短期間であり、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の妻の当該期間の保険料は納付済みとなっている上、いずれの期間についてもその前後の期間に未納は無く、申立内容に不自然な点は見られない。

一方、申立期間①について、申立人は、申立人の両親が集金人に納付していたと主張しているが、申立人の両親は既に死亡しており、申立人に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人に対する最初の国民年金手帳記号番号が昭和41年3月に払い出されていることから、その時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の両親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 42 年 8 月及び同年 9 月並びに 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年11月までの期間及び51年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

昭和52年7月にA市から国民年金保険料の納付勧奨のはがきが届いてしばらくたってから、A市役所の国民年金係の職員が自宅に来たので、父が私たち夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。そのはがきを現在も所有しているにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付している。

また、昭和52年7月にA市から国民年金保険料の納付勧奨のはがきが届いた後、申立人の父親が自宅に訪れた市の国民年金係の職員に申立人夫婦の国民年金保険料を納付したときの状況を、申立人の妻が具体的に記憶している上、申立期間の保険料は遡及して納付できる期間である。

さらに、A市は、当時、国民年金保険料の納付勧奨通知をした後に国民年金係の職員が一人で各戸を訪問し、集金した過年度保険料を社会保険事務所の納付書により郵便局で納付する取扱いを行っていたと回答しており、申立人の主張と一致する上、申立期間当時、申立人の父親は自営業を営み経済的にも余裕があったとしているなど、申立内容に不自然な点は見られない。

しかしながら、昭和50年12月から51年9月までは、厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、この期間の記録を訂正することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年11月までの期間及び51年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 52 年 3 月まで

昭和 52 年 7 月に A 市から国民年金保険料の納付勧奨のはがきが届いてしばらくたってから、A 市役所の国民年金係の職員が自宅に来たので、義父が私たち夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。そのはがきを現在も保有しているにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 52 年 7 月に A 市から国民年金保険料の納付勧奨のはがきが届いた後、申立人の義父が、自宅を訪れた市の国民年金係の職員に、申立人夫婦の国民年金保険料を納付したときの状況を具体的に記憶している上、申立期間の保険料は遡及^{そきゅう}して納付できる期間である。

さらに、A 市は、当時、国民年金保険料の納付勧奨通知をした後に国民年金係の職員が一人で各戸を訪問し、集金した過年度保険料を社会保険事務所の納付書により郵便局で納付する取扱いを行っていたと回答しており、申立人の主張と一致する上、申立人の義父は自営業を営み経済的にも余裕があったとしているなど、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 60 年 6 月まで

会社を退職後は国民年金に加入しなければならなかったと思うので、妻が手続していると思う。国民年金保険料は、妻が妻自身の保険料と一緒に納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間である上、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の妻の国民年金加入期間のうち、昭和 59 年 7 月から厚生年金保険の被保険者となる 60 年 2 月までの保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 5 月以降に払い出されたと推認され、この時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料として納付することとなるが、A 市は、「当時、B 町（現在は、A 市）では、社会保険事務所の職員が定期的に町役場に来訪し、過年度保険料を収納していた。」としていることから、当時、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻の保険料は、1 か月の国民年金未加入期間を除きすべて納付済みとなっているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年12月及び57年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月
② 昭和57年11月
③ 昭和61年2月から62年12月まで

申立期間当時、A町からB町に転居し、B町の人に就職した。当該事業所には厚生年金保険が無かったので国民年金に加入し、保険料を納付した記憶がある。申立期間が未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和49年12月31日であり、国民年金の資格取得日も同日とすべきところ、A町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録では、資格取得日が49年12月31日から50年1月1日に訂正された上、49年12月は国民年金の無資格期間であるとして当該期間の国民年金保険料相当額を51年に申立人に還付していることが確認できるが、申立人の国民年金の資格取得日は49年12月31日であるため、事実と異なる資格取得日の訂正によりこの還付手続が行われたと考えられることから、申立期間①の保険料は納付していたものと認められる。

申立期間②については、当該期間の直前の厚生年金保険の資格喪失日は昭和57年11月21日であり、直後の厚生年金保険の資格取得日は57年12月1日であることから、57年11月分の国民年金保険料を納付する必要があるが、A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、厚生年金保険の被保険者期間である同年12月分の保険料が納付されていることが確認でき、申立人

に係る国民年金の記録管理に不自然な点が見られる上、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻の当該期間の保険料は納付済みになっていることから、申立人の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間③については、申立人の妻が国民年金保険料を夫婦二人分一緒にB町役場において現金で毎月納付したと主張しているが、B町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記事欄に「63.3.8 再取得届」と記載されており、申立人は、昭和63年3月8日に国民年金の被保険者資格取得届を提出し、61年2月1日に遡^{さかのぼ}って同資格を取得したものと考えられる。

また、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻の当該期間の納付金額等についての記憶が曖昧^{あいまい}なため、保険料の納付状況が不明である上、一緒に納付したとする申立人の妻の保険料も当該期間の大部分が未納となっており、ほかに申立人の妻が当該期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年12月及び57年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 6 月まで
申立期間当時、生活状況に変化は無く、国民年金保険料を納付できない状況にはなかったため、保険料を納付しているはずである。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 6 月に任意加入被保険者として国民年金に加入した後、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が主張する申立期間に係る国民年金保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致しているとともに、申立期間は 12 か月と比較的短期間である上、申立期間の前後は納付済みであり、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、保険料の納付が困難であったとは考え難く、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年5月1日から同年12月19日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年12月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年8月14日から20年4月1日まで
② 昭和20年5月1日から同年12月19日まで

私は、B社に昭和19年8月14日から27年4月1日まで勤務し、このうち20年4月から24年4月まではA事業所の管理下にあった。

勤務期間のうち、申立期間は船員保険の被保険者とされていないが、申立期間に在籍していたことは事実であり、また同期間において給与から船員保険の保険料を控除されていた認識があるので、同期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社が発行した在籍証明書から、申立人が同社に勤務していたことが確認でき、申立人が予備船員としてA事業所の管理下にあったことは徴用令書の予備船員届書及び船員手帳により推認することができる上、当該期間は、昭和20年2月の船員保険法の改正により予備船員であっても船員保険の被保険者としなければならない時期に該当する。

また、社会保険庁のオンライン記録では、昭和20年4月1日に申立人が船員保険被保険者資格を取得し、同年5月1日にこれを喪失しているが、この記録に係る紙台帳の存在は確認できず、社会保険庁はこの取得及び喪失の根拠は不明であるとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の氏名を確認できる最初の船員保険被保険者名簿である「改正月変昭和21年4月1日」と記載された名簿には、申立人を含む複数の船員保険被保険者に船員手帳番号及び資格取得・資

格喪失年月日が記載されておらず、同名簿は不完全なものであることから、適正に管理されていたと判断することはできない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間②については、申立人は、事業主により船員保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、B社が保管する申立人の船員記録の写しから80円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、B社が発行した在籍証明書から、申立人が同社に勤務していたことは確認できるものの、当該期間当時、申立人は船舶に乗船しない予備船員であり、当時、予備船員は、船員保険法の規定により船員保険の被保険者とされておらず、申立人が挙げた3人の同僚の全員が、昭和20年3月以前の予備船員とみられる時期については、船員保険の被保険者期間となっていないことが、上記同僚の証言及び社会保険庁の記録から確認できる。

また、申立人はB社において給与から船員保険の保険料を控除されていたことを認識している旨主張しているが、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 54 年 9 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、55 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 54 年 9 月から 55 年 7 月までの標準報酬月額については、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 25 日から 55 年 8 月 1 日まで
昭和 54 年 9 月 25 日から 55 年 7 月 31 日まで、A 社に勤務したが厚生年金保険の記録が無い。申立期間に厚生年金基金に加入した記録があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社からの回答書、複数の同僚の証言及び厚生年金基金の記録から、申立人が同社に昭和 54 年 9 月 25 日に入社し、55 年 7 月 31 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入記録により、申立人が同基金において昭和 54 年 9 月 25 日に厚生年金基金加入員資格を取得し、55 年 8 月 1 日に同資格を喪失した旨の記録が認められる上、A 社の経理担当者は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたと証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間の資格取得時期に相当する整理番号に欠番があり、社会保険事務所は欠番の理由については不明としていることから、社会保険事務所が記録管理を適切に行っていなかったことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

事業主は、申立人が昭和 54 年 9 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、55 年 8 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入記録から 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年6月2日から同年12月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月2日に、資格喪失日に係る記録を同年12月10日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月1日から27年12月10日まで
昭和26年12月1日から27年12月10日まで、A社に勤めていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和26年12月1日から勤務していたと主張しているが、同社において厚生年金保険被保険者資格を27年6月1日に取得している同僚は、申立人は自分より遅く入社したと証言していることから、申立人の入社日は同年6月2日以降と推認される。

また、申立人が記憶していた申立人と同種の業務に従事していた同僚全員に厚生年金保険の加入記録があり、このうち、複数の同僚は、「A社は、従業員は入社したときに全員厚生年金保険に加入させていたと思う。また、パートやアルバイトはおらず、従業員は全員正社員であり、また、試用期間はなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立人が記憶している従業員数と、厚生年金保険の被保険者数がほぼ一致していることから、A社は、入社した従業員全員に対して社会保険加入手続を行っていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 27 年 6 月 2 日から同年 12 月 10 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和 27 年 6 月から同年 11 月までの期間の標準報酬月額については、同時期に入社した者の標準報酬月額から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠落が見当たらず、仮に、事業主から申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったことになり、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主は社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 6 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 26 年 12 月 1 日から 27 年 6 月 1 日までの期間については、前述の同僚からは、申立人が当該期間に A 社に勤務していた旨の証言は得られず、申立人が当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から平成 2 年 9 月までの期間、12 年 10 月から 13 年 2 月までの期間及び 13 年 5 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から平成 2 年 9 月まで
② 平成 12 年 10 月から 13 年 2 月まで
③ 平成 13 年 5 月から同年 11 月まで

申立期間①については、A 市 B 地区に居住しており、妻が銀行で妻の国民年金保険料と一緒に毎月納付した。その後、A 市 C 地区に転居し、申立期間②及び③についても妻が、銀行で国民年金保険料を毎月納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の妻が A 市内の銀行で申立人の妻の国民年金保険料と一緒に A 市に納付したと主張しているが、戸籍の附票の記録では、申立人は、昭和 58 年 4 月 6 日までは D 町に住居登録していることが確認できることから、58 年 3 月までの保険料は A 市では納付できなかったと考えられる上、一緒に納付したとする申立人の妻も申立期間①の大部分が、未納及び免除の期間となっているなど、申立内容に不自然な点が見られる。

また、申立期間②及び③については、平成 12 年 10 月 21 日の国民年金被保険者資格取得及び 13 年 3 月 21 日の資格喪失の記録が 15 年 11 月 26 日に社会保険事務所において追加処理されており、13 年 5 月 1 日の国民年金被保険者資格の取得届が 15 年 11 月 10 日に行われていることが A 市の国民年金被保険者名簿で確認できることから、当時、申立期間②及び③は国民年金の未加入期間であり、申立人の妻は申立人の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人

が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から 62 年 9 月まで

申立期間は、A町に居住し、勤めていた会社が倒産したので近所のお店にパートで勤めていた。昔のことではっきりと覚えていないが、当時は、子供が保育園と小学校に通うようになったころで、国民年金保険料を納付していないということはない。当時の書類は、現住所に引っ越したときに処分したので残っていない。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分一緒にA町役場において現金で毎月納付したと主張しているが、申立期間については、A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記事欄に「63.3.8 再取得届」と記載されており、申立人は、昭和 63 年 3 月 8 日に国民年金の被保険者資格取得届を提出し、61 年 2 月 1 日に遡^{さかのぼ}って同資格を取得したものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立人は申立期間の納付金額等についての記憶が曖昧^{あいまい}なため、保険料の納付状況が不明である上、申立期間について、一緒に納付したとする申立人の夫の保険料も当該期間が未納となっており、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 15 日から 41 年 9 月 1 日まで
: ② 昭和 41 年 9 月 1 日から 45 年 6 月 1 日まで
: ③ 昭和 45 年 6 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
: ④ 昭和 49 年 9 月 18 日から 50 年 7 月 15 日まで

私は、昭和 40 年 1 月 15 日から 41 年 9 月 1 日まではA社に、41 年 9 月 1 日から 45 年 6 月 1 日まではB社に、45 年 6 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まではC社に、49 年 9 月 18 日から 50 年 7 月 15 日まではD社に勤務したが、厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人期間①については、社会保険事務所の事業所記録において、A社という名称の厚生年金保険適用事業所を確認することができない。

また、申立人はA社の代表者及び同僚について氏名を覚えていないため、申立人の勤務実態及び保険料控除等について証言を得ることができない。

申立期間②については、同僚の証言から、時期については特定できないが、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は現存しておらず、申立人の厚生年金保険料控除等を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない。

また、申立人は、B社の従業員は 15 人程度と主張しているが、社会保険事務所が保管する被保険者名簿により、当該期間当時、同社に係る被保険者は 6 人程度であることが確認できることから、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとはいえないと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するB社に係る事業所別被保険者名簿には、

申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

申立期間③については、申立人が当該期間において、C社に勤務していたことは、雇用保険の記録から確認できる。

しかし、C社の当時の事務担当者は、「勤務していたのは間違いないが、正社員であったかは覚えていない。」と証言しており、現事業主は「申立期間当時の関係資料が無いため、申立人の申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付を行ったかどうか不明である。申立人については、見習期間等のため届け出なかったのだと思う。」と回答していることから、保険料控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するC社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

さらに、C社が加入している健康保険組合は、申立人の加入記録は存在しないとしている。

申立期間④については、申立人が当該期間について、D社に勤務していたことは雇用保険の記録から確認できる。

しかし、当該期間に係るD社の代表者は、「申立人は申立期間当時、当社に勤務していたが、当時の賃金台帳等が無いため保険料控除は不明である。」としている。

また、社会保険事務所の記録では、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和50年10月1日であることから、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

すべての期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から 61 年 1 月 10 日まで

私は、昭和 57 年 5 月に A 社に B 支店長として入社し、62 年 9 月まで勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の証言から、勤務の始期は特定できないものの、A 社の B 支店長として勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社には、申立人の勤務の始期及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料は無い上、A 社の元事業主は既に死亡しており、申立期間当時の社会保険事務担当者及び同社 B 支店に勤務していた複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

また、申立期間当時の A 社の社会保険事務担当者は、「当時、当社の各支店には正社員以外に契約社員としての勤務形態の者が多く、申立人が厚生年金保険に加入していないのは、B 支店長の間は契約社員であったためだと思う。契約社員は、正社員ではないので厚生年金保険には加入しない取扱いであった。また、勤務形態については、入社時に本人の希望を聞き、正社員か契約社員か決定しており、支店長についても同様であったが、最終的には社長が決めていた。なお、申立人が本社に転勤したときに厚生年金保険に加入したのは、勤務形態が正社員に変更となったためであると思われる。」と証言している上、申立人が申立期間当時、A 社 B 支店に勤務していたと主張する同僚 11 人のうち 6 人が、申立人の記憶する入社時期よりも 1 年以上遅れて

同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、資格取得日が昭和56年5月2日から61年1月6日までの期間において、申立人の氏名の記載が無く、同名簿の整理番号にも欠落が無いことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 21 日から 49 年 3 月 23 日まで
私は、昭和 47 年 9 月 21 日から 49 年 3 月 23 日まで A 事業所に勤務しており、給与から厚生年金保険料を毎月控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の記録を管理している B 事業所の在職証明書により、申立人が、申立期間について A 事業所に断続的に 12 回勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時の A 事業所の関係者は、「申立人が勤務したことは覚えているが、非常勤職員であって雇用期間が 1 回につき 2 か月以内であるので、申立人に対し厚生年金保険を適用していない。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号にも欠落はない上、申立期間において申立人は、父親の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。